第三第二十五号を次のように改める。

二十五　削除

第三に次の二号を加える。

四十一　アルテプラーゼ静脈内投与による血栓溶解療法　急性脳梗塞（当該疾病の症状の発症時刻が明らかでない場合に限る。）

四十二　S－1内服投与、オキサリプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法　腹膜播種を伴う初発の胃がん

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十五条の規定に基づき、次に名称を掲げる監視化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十六年五月一日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条の規定に基づき、指定を取り消した監視化学物質の名称	整理番号
5	1，2，5，6，9，10―ヘキサブロモシクロドデカン	(3)―2254

○農林水産省告示第六百二十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号の規定は、平成二十六年産の水稲及び陸稲並びに平成二十七年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十五年以前の年産の水稲及び陸稲並びに平成二十六年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百二十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

表富山県の項、愛知県の項、鳥取県の項及び広島県の項から徳島県の項までを削り、同表愛媛県の項中

第四区分	春蚕繭
第五区分	初秋蚕繭
第六区分	晩秋蚕繭

を

第四区分	そば
第五区分	春蚕繭
第六区分	初秋蚕繭
第七区分	晩秋蚕繭

に改め、同表高知県の項及び大分県の項を削る。

附　則

この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の規定は、平成二十六年産（茶及びスイートコーンにあっては、平成二十七年産）の農作物及び平成二十七年産の蚕繭から適用するものとし、平成二十五年（茶及びスイートコーンにあっては、平成二十六年）以前の年産の農作物及び平成二十六年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百三十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

表神奈川県の項の次に

富山県	第一区分　法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第二区分　法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆

を加え、同表福井県の項の次に

愛知県	第一区分　大豆

を加え、同表京都府の項の次に

鳥取県	第一区分　大豆
	第二区分　そば
広島県	第一区分　法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第二区分　法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
山口県	第一区分　大豆
	第二区分　特定畑作物共済に係る茶
徳島県	第一区分　大豆

を加え、同表香川県の項の次に

高知県	第一区分　法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第二区分　特定畑作物共済に係る茶

を加え、同表熊本県の項の次に

大分県	第一区分　大豆

を加える。

附　則

この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の規定は、平成二十六年産（茶にあっては、平成二十七年産）の農作物及び蚕繭から適用する。